

(別紙)

平成23年1月25日

総務大臣
片山善博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答 申 書

平成22年11月16日付け諮問第3026号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

接続料規則等の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方

1. 接続料規則の一部改正案

意 見	考 え 方
意見1 改良モデルの適用期間を平成23年度の1年間とするとともに、IP網をベースとした新たな長期増分費用モデルの検討を即時に開始し、平成24年度の接続料算定から当該モデルを適用すべき。	考え方1
<p>○ 第5次LRICモデルが反映された平成23年度の接続料算定に用いる各入力値の更新については適当と考えております。しかしながら、平成24年度以降については、「平成23年度以降の接続料算定の在り方について」答申にて大幅な値上げの可能性が推計され、メタルから光・IP化への移行期に対しLRICモデル導入の意義(接続料引下げを促進して、競争を通じた利用者の利便向上を実現する)が失われております。</p> <p>従いまして、第5次LRICモデルの適用期間は1年間とし、平成24年度以降はIP網をベースとした新たな接続料算定モデルの検討を即時に開始すべきと考えます。また、接続料算定方式の見直しに当たっては、接続料の上昇が利用者料金値上げやサービス選択肢の減少とにならない様に、ユーザの利便性確保を前提とした議論が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">表: GC接続料水準(推計値) (単位: 円/3分)</p>	<p>○ 平成22年9月28日付情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方」(以下、「情通審答申」という。)に示されたとおり、改良モデルを用いた算定方法の適用期間は、モデルを取り巻く環境変化等を踏まえ、平成23年度から平成24年度までの2年間とすることが適当である。</p> <p>なお、今後のPSTNを取り巻く環境の変化等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直す場合には、情報通信審議会での審議の過程において事業者から提案がなされた新たな算定方式等を含め、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要がある。</p>

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①接続料原価算入(100%)	5.1～5.3	5.4～6.0	5.8～6.8
平成 22 年度比	-2～+2%	+4～+15%	+11～+31%
②接続料原価不算入(0%)	4.1～4.3	4.4～4.8	4.7～5.4

※1:①は、き線点RT-GC間伝送路コストを100%接続料へ算入、②は算入しない場合。

※2:「平成23年度以降の接続料算定の在り方について」答申より

(フュージョン・コミュニケーションズ)

- 現在はPSTNからIP網への移行期にありますが、国民経済的な観点からは、二重設備を運用することに起因する余剰コストを接続料原価に算入させないことが重要な課題であると考えます。

このような環境変化に対して、欧州では既に移行期における接続料を低減化するための政策が講じられている状況(参考資料参照)にあります。一方、日本においては、接続事業者が連名にて総務大臣宛の要望書(平成22年1月14日提出)等を通じて接続料算定方式の抜本的見直しの必要性を主張してきたにも係らず、未だ接続料算定に係る抜本的な見直しはなされておらず、結果として、平成22年度のPSTN接続料水準は前年比で約15%増(GC接続3分間当たり)の大幅値上げとなりました。現在の日本のデフレ環境下において、各種料金や費用が値下がりが続いている中で、このような事態を招いたことは社会的にも許容され難いことであると考えます。

さらに、平成23年度以降の接続料算定方式についても、本省令改正案のとおり、現行の算定方式の改良したモデル(以下、「改良モデル」という。)に留まっていることは、ユーザ料金の値上げや、消費者の選択肢の減少につながる恐れもあることから消費者利便を軽視した対応であり、問題であると考えます。

従って、総務省殿においては、前述の課題を解決するために、即時にIP網をベースとした新たな長期増分費用モデルを構築し、改良モデル適用時に過去最高水準になると想定される平成24年度には、最低限適用を行うべきと考えます。

前述したとおり、IPモデルの構築を速やかに行うべきであり、改良モデルの適用期間は平成23年度の1年間とすべきと考えます。具体的には、附則において適用期間変更に該当する箇所の記述を「平成二十五年三月三十一日」から「平成二十四年三月三十一日」に修正すべきと考えます。

参考資料

欧州においては、EC (European Commission) 及び BEREC (Body of European Regulators for Electronic Communications) が移行に伴う二重費用(あるいは利用率の低下による余剰費用)は、効率的費用ではなく、事業者のイノベーションの促進や消費者利便のためにも接続料原価に含めるべきではない旨の指針を示しています。これに伴い、各国規制当局は自らイニシアティブを取り、事業者のIP網への移行に係る追加コストの回収に拘泥しない、仮想的な効率的事業者のコストに基づく算定方式を採用する方向にあります。

<参考>

EC

「COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT accompanying the COMMISSION RECOMMENDATION on the Regulatory Treatment of Fixed and Mobile Termination Rates in the EU EXPLANATORY NOTE」
(2009/5/7)P7・P32

http://ec.europa.eu/information_society/policy/ecomm/doc/implementation_enforcement/eu_consultation_procedures/explanatory_note.pdf

BEREC

「ERG Common Statement on Regulatory Principles of IP-IC/NGN Core – A work program towards a

<p>Common Position」(2008/10/16)P84 http://berec.europa.eu/doc/publications/erg_08_26_final_ngn_ip_ic_cs_081016.pdf</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見2 接続料の算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始し、改良モデルの適用期間に関わらず、適宜新たな算定方式を適用すべき。</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 今回の省令改正によって、LRICモデルの改修に伴う算定方法の変更と最新の入力値を反映することについては、適切であると考えます。</p> <p>しかしながら、電気通信市場においては、PSTNからIP網への急速なマイグレーションの進行によってPSTNのトラフィックは減少を続けており、今後も接続料の上昇傾向に拍車がかかることが想定されます。情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」においても平成24年度のGC接続料が「5.4円～6.0円」と予測されており、改良モデルが適用される2年の間にも競争環境は大きく後退し、ユーザー利便が損なわれかねない危機的状況にあります。このように市場環境が大きく変化していることに鑑みて、弊社は答申(案)に対して、「改良モデルの適用期間であっても、接続料の算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始すべき」との意見を提出したところです。</p> <p>答申では、「光の道」構想の具体化やNTT東西の概括的展望の公表等により、PSTNを取り巻く環境の方向性がある程度明確になった場合には、環境の変化等を適切に見極めた上で速やかに、PSTNに係る接続料算定の在り方について改めて検討することが適当」との考えが示されていますが、その後、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースの「光の道」構想実現に向けて「取りまとめ」において、「光の道」推進の方向性が示されたことや、NTT</p>	<p>○ 情通審答申に示されたとおり、IP網への移行の進展状況等を踏まえつつ、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について必要に応じ、適時適切に検討を進めていくことが適当である。</p>

<p>東・西の「PSTNのマイグレーションについて ～概括的展望～」において、今後の検討に資する情報がある程度明らかになったことも踏まえれば、直ちに検討に着手し、改良モデルの適用期間に関わらず、適宜新たな算定方式を適用すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見3 平成23年度の接続料算定について、改良モデルの入力値にIP電話のトラフィックを加える方式(PSTN定常方式)を採用すべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ IPモデルを構築中の平成23年度においては、IP網への移行期における二重設備保有による非効率性を排除するための暫定措置として、改良モデルの入力値にIP電話のトラフィックを加える方式(以下、「PSTN定常方式」という。)を採用すべきと考えます。例えば、附則に以下のとおり追記を行うことで、本省令改正においてPSTN定常方式の適用を可能とすべきと考えます。</p> <p>事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能(新規則第四条の表一の項(基地局設備用端末回線伝送機能に限る。))、二の項(加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。)、四の項、五の項、六の項(光信号中継伝送機能を除く。)及び八の項に限る。)に係る通信量等については、IP電話(電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。)に移行したアナログ加入者電話回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した通信量等を用いなければならない。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 情通審答申に示されたとおり、PSTNとは設備構成が異なるIP電話の需要をPSTNの需要とみなして接続料を算定することは、原価に基づいて算定を行うという現行の接続料算定の原則に必ずしも則っているとは言い難いことから、平成23年度及び平成24年度の接続料の算定方式としては、引き続き長期増分費用方式を用いることとし、その原価の算定には改良モデルを適用することが適当である。</p>

<p>意見4 事業者が入力値について検証を行うことができるよう、全ての情報を公開すべき。これらの情報が機密情報に該当するため公開できないとしても、全ての事業者が選定過程の議論に加わるなどの方法により、接続料算定の透明性を確保すべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ PSTN接続料算定における信頼性を真に確保するために、入力値に関する議論をオープン化するとともに、全ての情報を公開すべきと考えます。</p> <p>今年度から入力値の採用結果に関する総務省殿からの事業者向け説明会が行われているものの、依然として長期増分費用モデル研究会での議論を含めた入力値に関する選定過程は公表されていません。また、採用された入力値についても、設備の調達単価等の一部の入力値は非開示の扱いであり、事業者側にて適正な値であるかの検証が不可能な状況にあります。仮に、これらの情報が機密情報に該当するため公開できないとしても、守秘義務契約を締結した上で全ての事業者が選定過程の議論に加わる等の方法で接続料算定の透明性を確保すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 情通審答申に示されたとおり、総務省においては、通信量を除くその他の入力値について、必要に応じて毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることとすることが適当であるが、その際には引き続き、関係事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮する必要がある。</p> <p>なお、今回の入力値選定については、長期増分費用モデル研究会で検討及び策定された選定方針に則り実施しているため、透明性も確保され適切なものであると認められる。</p>

2. 接続料規則の一部を改正する省令の一部改正案

<p>意見5 社会的コンセンサスに配慮することを前提に、ユニバーサルサービス制度の抜本的な見直しを行い、NTSコストの扱いについて原則に沿うようにすべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ ユニバーサルサービス制度の利用者負担の抑制を図る観点から、「当面の間」の措置として実施されてきた、き線点RT-GC間伝送路費用の接続料への再算入が、平成23年度以降も継続される内容になっていますが、NTSコストは基本料で回収されるべきコストであるという平成16年度に整理された考え方を覆すものであり、本来は不相当と考えます。</p> <p>答申に示されたとおり、当該コストの扱いはユニバ制度と密接に関係していることから、社会的コンセンサスに配慮することを前提に、ユニバ制度の抜本的な見直しを早急に行い、NTSコストの扱いについて原則に沿うようにすべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 情通審答申に示されたとおり、平成23年度以降のき線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、利用者負担軽減の観点から、当分の間、従量制接続料の原価にその100%を算入することもやむを得ないと考えられる。</p> <p>しかしながら、当該コストは、NTSコストとして基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、当該コストの接続料原価への算入は、利用者負担の抑制を図る観点からユニバーサルサービス制度の補填対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものである。</p> <p>当該コストの扱いについては、ユニバーサルサービス制度の在り方と密接に関係していることから、ユニバーサルサービス制度の見直しの動向やその結論等を踏まえて、所要の見直しを適時適切に検討することが適当である。</p>
<p>意見6 接続料算定に用いる通信量については、本来は過去実績を用いることが基本。今後、算定方法を見直す際には、通信量の対象期間の扱いも含めて再検討すべき。</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ 現行の算定方法を適用する限りにおいては、「前年度下期実績及び当該年度上期予測」を継続採用することについて一定の合理性がありますが、本来は過去実績を用いることが基本と考えます。</p> <p>なお、弊社はPSTNからIP電話へのマイグレーションを踏まえた新たな接続料算定方式の導入を提案しており、答申に示されたとおり、今後、将来を見据えた算定方法に見直す際には、通信量の対象期間の扱いも含めて再検討する必要があります。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 情通審答申に示されたとおり、改良モデルを適用した長期増分費用方式に基づく接続料算定に用いる通信量については、可能な限り適用年度に近く、信頼性のある予測通信量を採用することが適当であることから、「前年度下期と当年度上期を年化した通信量」を引き続き採用することが適当である。</p> <p>なお、IP網への移行の進展状況等を踏まえつつ、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について必要に応じ、適時適切に検討を進めていくことが適当である。</p>

意見7 接続料原価算定の原則を踏まえれば、本来は、東西別に接続料を設定すべき。	考え方7
<p>○ 答申では、NTT東西間の接続料格差に与える影響はほとんど見受けられないことを理由に「これまでと同様に東西均一接続料を採用することが適当」との考えが示されていますが、接続料規則における接続料原価算定の原則を踏まえれば、仮にNTT東・西間の格差がわずかなものであったとしても、本来は会社固有のコストに基づいて東西別接続料を設定すべきです。</p> <p>グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースの取りまとめにおいて、「NTT東西の二社体制は引き続き存置することが適当」との考えが示されたことも踏まえ、社会的コンセンサスにも配慮しながら、東西別接続料の導入について検討すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 情通審答申に示されたとおり、改良モデルの適用がNTT東西間の接続料格差に与える影響はほとんど見受けられないことや、接続料の東西格差に係る社会的要請や公正競争上の影響等について大きな環境の変化があるとは認められないことなどを勘案すれば、改良モデルを用いた算定方法の適用期間である平成23年度及び平成24年度の接続料算定においても、これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当である。</p>